

**デジタルコンテンツ制作業務
企画提案募集に関する質問及び回答**

No.	質問内容	回答
1	仕様書3 委託業務の目的にある「多様な魅力を体験することができる媒体」につきまして、VR、バーチャルツアー、デジタルスタンプラリーのような体験コンテンツを指していますでしょうか。動画コンテンツは体験に含まれないという認識でしょうか。	VR等の体験コンテンツを指しています。動画コンテンツのみでは、本業務の対象となりません。
2	成果品の二次的な利用は、契約期間内のみでよろしいでしょうか。	詳細については、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定することとしています。
3	企画提案募集要項の9（2）の企画提案書の構成につきまして、仕様書内の「コンテンツ制作に向けた調査・分析・情報収集」の記載がございませんでしたが、どのように解釈したらよろしいでしょうか。	9（2）イ中「※観光素材を用いて、可能な限り具体的に例示すること。」内での記載を想定しております。どのような調査・分析・情報収集を実施するのか、現時点で可能な限り記載願います。
4	2か所の取材地域の選定は、審査条件に関わりますでしょうか。	かかります。（9（2）イに記載されている「コンセプト」に影響があるため。）